

<div style="text-align: center;"><u>児童扶養手当 支給停止関係届</u></div>				あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について											
				③ 年分所得	⑳ 請求者	㉑ 配偶者	㉒ 扶養義務者								
(フリガナ)				氏 名											
氏 名				証書番号	第	号									
				⑤ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㉑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㉒特定扶養親族の数㉓16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数）	(㉑ (㉒ (㉓	人 人 人	(人 (人 (人								
① 支給停止事由発生（変更） 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童（孤児等）の養育者がその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童（孤児等）の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童（孤児等）が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童（孤児等）に該当しなくなった。 ト その他（ ）				⑥ ㉔以外で請求者によって生計を維持していた児童		人									
				所得額		⑦ 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額									
		⑧ 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額													
		母又は父に対し支払われた額													
		母又は父に対し支払われた額の8割相当額 A													
		児童に対し支払われた額													
		児童に対し支払われた額の8割相当額 B													
		合計 A+B													
② 支給停止事由消滅（変更） 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い人と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童（孤児等）を養育するようになった。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童（孤児等）に該当するようになった。 ト その他（ ）				⑨ 障害者控除		障 人・特 人		障 人・特 人		障 人・特 人		障 人・特 人			
				⑩ 寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない）、勤労学生控除等		寡 ・ ひとり ・ 勤		寡 ・ ひとり ・ 勤		寡 ・ ひとり ・ 勤		寡 ・ ひとり ・ 勤		寡 ・ ひとり ・ 勤	
				⑪ 雑損控除											
				⑫ 医療費控除											
				⑬ 小規模企業共済等掛金控除											
				⑭ 配偶者特別控除											
				⑮ 地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）											
⑯ 控除後の所得額															
所得制限限度額 全部支給 一部支給															
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 発生 消滅 について届け出ます。 変更 年 月 日 氏名 _____ 会津若松市長															
※審査・確認欄		支給停止事由変更年月		年 月 から		年 月 日		担当者氏名		備 考					
		支給停止の状況		変更前		変更後		支給 ・ 一部停止 ・ 全部停止				支給 ・ 一部停止 ・ 全部停止			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いてください。氏名欄には、本人が署名し、又は記名押印してください。

（裏 面）

注 意

1 ①の欄について

- 1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- 2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- 3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- 4) ヘの「該当しなくなった」とは
 - 1) 児童があなた以外の人の養子となった
 - 2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかった
 - 3) 父又は母の拘禁が終了した
 - 4) 児童の父又は母が明らかになった などの場合をいいます。
- 5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減った場合（いなくなった場合を除きます。）には、併せて児童扶養手当額改定届を提出してください。
- 6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 ②の欄について

- 1) 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- 2) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

- 1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった（又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類
- 2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び世帯の全員の住民票の写し
- 3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- 4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し
- 5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- 6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。